

今回の
特集に
ついて



「安全」って何だ？

保育現場で最近気になる言葉、ありますか？

よく聞くし、大事なことはわかってはいるけれど、改めて説明しようとする「？」。この新企画特集では、そんな言葉を取り上げて、さまざまな論考をヒントに考えていこうと思います。今回のテーマは「安全」です。

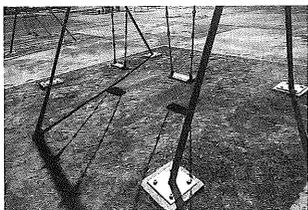
身の安全確保、交通安全、安全な食品、安全保障、工事現場の「安全第一」など、それは命を守ることに直結しています。

対語は「危険」。ある社会学者は

「安全性」を、①人間と物との関係にあるもの（災害、環境問題など）②人間と人間の関係にあるもの（治安、経済危機など）③主観的意識としてあるもの（安心、不安）とに分類していますが、幼児にとつての安全、保育における安全とは何でしょうか。

学校教育法第二十三条では、幼稚園の教育





目標第一項に、「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」とあります。子どもが健康で、安全な環境で過ごすことは、保育において何よりも優先されるべきことでしょうが、なおかつ「幸福」であることも付記されていることに気付かされます。健康、安全だけでは「幸福」には届かないのです。

幼稚園教育要領の保育内容「健康」のねらい第三項に「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける」とあり、内容の第十項に、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」と、子どもが自分の身を守るようにすることが重視されています。

一方、保育所保育指針にお

いては、幼稚園教育要領の内容に加えて、大人による安全確保とそのため環境整備の面で「安全」という言葉が使われています。例えば、「養護に関わるねらい」における「生命の保持」の項の「②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする」。また、「健康と安全」という独立した章立て（第五章）があり、「保育中の事故防止のため」の安全点検や、「安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図ると共に、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと」など、保育士ら職員が「安全」のために行うべき職務について多く記載されています。

さて、「安全」に関する古今東西の論考を四編ご紹介いたします。意外に「安全」ってアブナイ言葉？ かもしれません。（編集委員会）

*対談「安全性をめぐって」（『現代思想』27 11、一九九九年）p.73 市野川容孝の発言から。